

東京における自然の保護と回復に関する条例（平成十二年東京都条例第二百十六号）新旧対照表（抄）

改正案

現行

<p>目次</p> <p>第一章から第七章まで（現行のとおり）</p> <p>第八章 罰則（第六十四条―第六十九条）</p> <p>附則（現行のとおり）</p> <p>第一条から第二十三条まで（現行のとおり）</p> <p>（里山保全地域等）</p> <p>第二十四条 里山保全地域内、歴史環境保全地域内及び緑地保全地域内においては、第二十二条第三項第一号から第六号まで若しくは第八号に掲げる行為又は歴史的遺産の現状を変更する行為（歴史環境保全地域内に限る。）は、知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、歴史環境保全地域内にあつては、歴史的遺産の現状を変更する行為で文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第四十三条第一項若しくは第二百二十五条第一項又は東京都文化財保護条例（昭和五十一年東京都条例第二十五号）第十四条第一項（同条例第三十六条において準用する場合を含む。）の許可を受けた者が行うその許可に係るものについては、この限りでない。</p> <p>第二十五条から第三十五条まで（現行のとおり）</p> <p>（公有緑地等の使用許可等）</p> <p>第三十六条 知事は、公有緑地等の使用に関する区市町村の計画が保全計画に適合すると認める場合は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十八条の四第七項の規定により、当該区市町村に対し、その使用を許可することができる。</p> <p>2から4まで（現行のとおり）</p> <p>第三十七条から第四十六条まで（現行のとおり）</p> <p>（開発の許可）</p> <p>第四十七条（現行のとおり）</p> <p>2 知事は、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、前項の許可を行うものとする。</p> <p>一 前項の許可の申請に係る行為において、規則で定めるところによ</p>	<p>目次</p> <p>第一章から第七章まで（略）</p> <p>第八章 罰則（第六十四条―第六十八条）</p> <p>附則（略）</p> <p>第一条から第二十三条まで（略）</p> <p>（里山保全地域等）</p> <p>第二十四条 里山保全地域内、歴史環境保全地域内及び緑地保全地域内においては、第二十二条第三項第一号から第六号まで若しくは第八号に掲げる行為又は歴史的遺産の現状を変更する行為（歴史環境保全地域内に限る。）は、知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、歴史環境保全地域内にあつては、歴史的遺産の現状を変更する行為で文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第四十三条若しくは第八十条又は東京都文化財保護条例（昭和五十一年東京都条例第二十五号）第十四条（同条例第三十六条において準用する場合を含む。）の許可を受けた者が行うその許可に係るものについては、この限りでない。</p> <p>第二十五条から第三十五条まで（略）</p> <p>（公有緑地等の使用許可等）</p> <p>第三十六条 知事は、公有緑地等の使用に関する区市町村の計画が保全計画に適合すると認める場合は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十八条の四第四項の規定により、当該区市町村に対し、その使用を許可することができる。</p> <p>2から4まで（略）</p> <p>第三十七条から第四十六条まで（略）</p> <p>（開発の許可）</p> <p>第四十七条（略）</p> <p>2 知事は、前項の許可の申請に係る行為が、規則で定める緑地等の基準に適合しており、かつ、その申請の手續が規則の規定に違反していないと認めるときは、同項の許可を行うものとする。</p>

<p>り、既存樹木等の保護について検討されていること。</p> <p>二 前項の許可の申請に係る行為が、規則で定める緑地等の基準に適合していること。</p> <p>三 前項の許可の申請の申請の申請が、規則の規定に違反していないこと。</p> <p>3 から5まで (現行のとおり)</p> <p>(開発の許可の特例)</p> <p>第四十八条 (現行のとおり)</p>	<p>3 から5まで (略)</p> <p>(開発の許可の特例)</p> <p>第四十八条 (略)</p>
<p>2 知事は、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、前項の許可を行うものとする。</p> <p>一 前項の許可の申請に係る行為において、規則で定めるところにより、既存樹木等の保護について検討されていること。</p> <p>二 前項の許可の申請に係る行為が、規則で定める緑地等の基準に適合していること。</p> <p>三 前項の許可の申請の申請が、規則の規定に違反していないこと。</p> <p>3 (現行のとおり)</p> <p>(変更の許可)</p> <p>第四十九条 (現行のとおり)</p>	<p>2 知事は、前項の許可の申請に係る行為が、規則で定める緑地等の基準に適合しており、かつ、その申請の申請の申請が規則の規定に違反していないと認めるときは、同項の許可を行うものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(変更の許可)</p> <p>第四十九条 (略)</p>
<p>2 知事は、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、前項の許可を行うものとする。</p> <p>一 前項の許可の申請に係る行為において、規則で定めるところにより、既存樹木等の保護について検討されていること。</p> <p>二 前項の許可の申請に係る行為が、規則で定める緑地等の基準に適合していること。</p> <p>三 前項の許可の申請の申請が、規則の規定に違反していないこと。</p> <p>3 (現行のとおり)</p> <p>第五十条から第五十四条まで (現行のとおり)</p> <p>(緑地等の管理義務)</p> <p>第五十五条 開発の許可等を受けた者は、規則で定めるところにより、開発の許可等により確保された緑地等(以下この条において「緑地等」という。)の維持その他の必要な管理に係る事項を記載した計画書(以下「緑地等管理計画書」という。)を作成し、規則で定める期間内に、知事に提出しなければならない。</p>	<p>2 知事は、前項の許可の申請に係る行為が、規則で定める緑地等の基準に適合しており、かつ、その申請の申請の申請が規則の規定に違反していないと認めるときは、同項の許可を行うものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>第五十条から第五十四条まで (略)</p> <p>(緑地の維持管理義務)</p> <p>第五十五条 開発の許可等により緑地を確保した者は、その緑地の適切な維持管理に努めなければならない。</p>

<p>2 前項の規定により緑地等管理計画書を提出した者（以下「緑地等管理計画書提出者」という。）は、規則で定める期間、当該緑地等管理計画書に基づき、緑地等を適切に管理しなければならない。</p>	<p>3 緑地等管理計画書提出者は、規則で定めるところにより、緑地等管理計画書に基づいて実施した緑地等の管理の状況について記載した報告書（以下「緑地等管理状況報告書」という。）を作成し、規則で定める期間内に、知事に提出しなければならない。</p>	<p>4 前二項の規定は、売買その他の事由により、第一項の開発の許可等に係る土地を管理する権原として規則で定めるもの（以下「管理権原」という。）が移転したときは、適用しない。</p>	<p>5 管理権原を有する者は、規則で定める期間内に当該管理権原が移転し、他の者が当該管理権原を有することとなったときは、緑地等管理計画書の写しを、当該管理権原を有することとなった者に交付するよう努めなければならない。</p>	<p>6 第二項の場合を除くほか、管理権原を有する者は、緑地等管理計画書の内容を勘案すること等により、緑地等の適切な管理に努めなければならない。</p>	<p>（勧告） 第五十五条の二 知事は、緑地等管理計画書を提出しない者に対して、当該緑地等管理計画書を提出することを勧告することができる。</p>	<p>2 前項の規定は、緑地等管理状況報告書の提出について準用する。</p>	<p>第五十六条から第六十八条まで（現行のとおり）</p>	<p>第六十九条 第五十三条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五万円以下の過料に処する。</p>
---	---	---	---	--	---	--	-------------------------------	---

第五十六条から第六十八条まで（略）